

医療法人社団 清心会 指定通所リハビリテーション事業所 指定介護予防通所リハビリテーション事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団清心会が開設する指定通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所「介護老人保健施設かがやき」が行う指定通所リハビリテーション事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法その他の法令を遵守し、事業所の従業者が、要介護及び要支援状態にある高齢者等（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- ①名称 医療法人社団 清心会 介護老人保健施設 かがやき
- ②所在地 狹山市下奥富 688
- ③事業単位 2 単位
- ④定員 40 人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職務内容は次のとおりとする。

- ①医師 1 名

医師は、通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

- ②看護師 1 名

- ③理学療法士、作業療法士・言語聴覚士 0.4 名

看護師、理学療法士、作業療法士・言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画等」という。）を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。

④介護職員 4名以上

介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ②営業時間 9時から17時までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所リハビリテーション等の留意事項は、次のとおりとする。

- ①指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- ②通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
- ③指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画等の作成)

第7条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーション等の提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診察又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意思並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画等を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、上記の通所リハビリテーション計画等を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。
- 3 通所リハビリテーション計画等の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成し、利用者に交付するものとする。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画等に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(指定通所リハビリテーション等の利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定通所リハビリテーション等の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

①次条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用する場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり220円とする。

②預りサービス

(午前9時以前及び午後5時以降利用の場合) 30分当たり300円

③食費 昼食 680円/食 (預りサービス時 朝食 580円/食 夕食 690円/食)

④おやつ代(希望される方) 110円/食

⑤入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

⑥おむつ代 紙おむつ 実費

⑦日用消耗品費 実費(150円/日)

⑧教養娯楽費 実費(100円/日)

⑨理髪代 実費(2,200円/回)

⑩その他日常生活において通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

⑪キャンセル料 当日キャンセルの場合食費分

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、狹山市、川越市(東武東上線以西の地域)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーション等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所リハビリテーション等の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるよう努める。

3 給食調理業務に従事するものは、毎月1回以上検便を受けるものとする。

(研修)

第 14 条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①新入職員研修
- ②継続研修
- ③その他必要に応じて接遇研修、能力開発研修等を実施する。

(職員の服務規律等)

第 15 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、別に定める医療法人社団清心会の就業規則によるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。また、退職後についても同様とする。また、別に定める医療法人社団清心会の個人情報保護基本規程を遵守する。
- 3 職員は、施設が行う健康診断を受診し、常に健康に留意しなければならない。

(居宅支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 16 条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、当該施設を紹介等することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 17 条 事業者は、サービス提供等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第 19 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（地域との連携）

第 20 条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第 21 条 事業者は、サービス提供等により事故が発生した場合は、速やかに家族や市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。
- 3 事業者は、サービス提供等により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（記録の整備）

第 22 条 事業者は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、サービス提供の諸記録を整備・記録し、その完結した日から 2 年間保管するものとする。

（協力医療機関）

第 23 条 施設は、入所者などの病状の急変などに備えるため次のとおり協力病院を定める。

医療法人社団清心会 至聖病院

- 2 施設は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

山下歯科クリニック

（その他の事項）

第 24 条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団清心会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 8 年 5 月 30 日より施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、令和元年 10 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より一部条項改正する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より一部条項改正する。(利用料金の変更)